

諮問日：平成29年6月20日（平成29年度（情）諮問第9号）

答申日：平成29年10月23日（平成29年度（情）答申第15号）

件名：大阪地方裁判所における更正手続に関する最高裁判所規則の不開示判断
（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「憲法第77条1項の事項のうち、訴訟に関する手続、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項についての規則であり、特に、更正手続に関する内容の文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が平成29年5月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、裁判所の職員において憲法77条1項に基づき職務上作成したものであり、裁判所においてその職員が組織的に用いるものとして保有しているものであるから、原判断は不当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書に該当するものとしては、民事訴訟規則等の最高裁判所規則が考えられる。

しかし、最高裁判所規則は、憲法77条1項の規則制定権に基づいて、最高裁判所裁判官会議の議決によって定められるものであり、議決後には官報によ

り公布することとされていて、これにより広く周知が図られている。また、その条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集等により容易に入手することができる。

したがって、本件開示申出文書は、取扱要綱記第1の司法行政文書に該当するものではなく、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 審議
- ④ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書の内容からすれば、苦情申出人は最高裁判所規則の開示を求めていると解される。

これを踏まえて検討すると、最高裁判所規則は、憲法77条1項の規則制定権に基づき、最高裁判所裁判官会議の議決により定められるものであり、議決後には官報により公布することとされている（裁判所公文方式規則2条）。また、最高裁判所規則の条文は、一般に販売され各地の図書館にも所蔵されている法令集等に掲載されている。このように、最高裁判所規則は、官報により公布されることによって広く周知が図られている上、法令集等によりその条文を容易に入手することができるものであるから、司法行政文書の開示手続の対象とする必要がなく、取扱要綱記第1の司法行政文書に該当しないというべきである。

したがって、本件開示申出文書は、取扱要綱記第1の司法行政文書に該当するものではなく、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書は司法行政

文書開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人